

〔平16.11.9〕
〔基礎小26-2〕

資 料

（三位一体改革の経緯）

地方分権改革の歩み（地方税財政関係）

平成5年6月3日	地方分権の推進に関する決議（衆議院）		
4日	地方分権の推進に関する決議（参議院）		
平成7年5月19日	地方分権推進法	成立	
7月3日	地方分権推進委員会	発足	
平成10年5月29日	地方分権推進計画	閣議決定	
平成11年3月26日	第2次地方分権推進計画	閣議決定	
平成11年7月8日	地方分権一括法	成立	
平成12年4月1日	地方分権一括法	施行	
平成13年6月14日	地方分権推進委員会最終報告		
平成13年6月26日	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針	閣議決定	
7月3日	地方分権改革推進会議	発足	
平成14年6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002	閣議決定	…P1
10月30日	事務事業の在り方に関する意見 －自主・自立の地域社会をめざして－		
平成15年6月6日	三位一体の改革についての意見		
6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	閣議決定	…P2
平成16年6月4日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004	閣議決定	…P3

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

第2部. 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

（2）三位一体の改革の具体的な改革工程

③税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配慮し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

（3）地域の真の自立

（三位一体の改革）

- ・「基本方針 2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。

最近の三位一体の改革に関する動き

6月 4日 「骨太方針2004」の閣議決定

6月 9日 国庫補助負担金改革の具体案のとりまとめについて内閣府から地方六団体へ要請

8月18日 全国知事会議、地方六団体会長会議
19日 (改革案の提出了承)

8月24日 地方六団体が総理に改革案を提出
経済財政諮問会議において説明

9月 3日 閣僚懇談会（総理指示）

9月 7日 三位一体の改革に関する大臣会合（官房長官発言）

9月14日 国と地方の協議の場（第1回・全体）

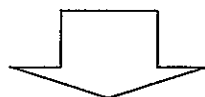
10月 8日 閣僚懇談会（官房長官発言）

10月12日 国と地方の協議の場（第2回・文教、社会保障）

10月19日 国と地方の協議の場（第3回・経済産業等）

10月26日 国と地方の協議の場（第4回・公共事業、総論）

10月28日 各省意見の締め切り



11月半ば目途 三位一体の改革の全体像の取りまとめ